毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの

長崎県公報

目　　次

	所管課（室）名
◎ 告　示	
・指定市町村事務受託法人の指定	長寿社会課
○長崎県農林部関係補助金等交付要綱の一部改正	農政課
○長崎県木材産業等高度化推進資金貸付要綱の一部改正	林政課
・公有水面埋立ての竣功認可	港湾課
・一般競争入札の参加者の資格等	〃
◎ 公　告	
・製菓衛生師試験の実施	生活衛生課
・土地改良区の清算人の就任	農村整備課
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（２件）	漁業振興課
・測量の実施	建設企画課
・一般競争入札の実施	港湾課
◎ 交通局公告	
・一般競争入札の参加者の資格等	総務課
・一般競争入札の実施	〃
◎ 有明海自動車航送船組合監査委員公告	
・定期監査の結果の公表	有明海自動車航送船組合
・財政援助団体等の監査結果の公表	〃
◎ 雑　報	
・一般競争入札の実施（２件）	長崎県県立大学法人
◎ 正　誤	
・令和８年10月16日付け長崎県公報第11556号中	生活安全企画課
・令和８年10月23日付け長崎県公報第11558号中	運転免許管理課

告　　示

長崎県告示第625号

介護保険法（平成９年法律第123号）第24条の２第１項の規定に基づき、次のとおり指定市町村事務受託法人を指定したので、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第11条の６の規定により公示する。

令和８年11月13日

長崎県知事　平田　研

１　指定の年月日　　令和８年11月２日

２　事務所の名称及び所在地

ながさき介護認定調査センター
長崎県長崎市元船町９番18号　BizPORT ２F
３　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
株式会社　アール・ツーエス　代表取締役　森　慎吾
福岡県福岡市南区井尻四丁目２番１号
４　受託事務の種類
介護保険法第24条の２第１項第１号に規定する照会等事務
５　居宅サービス等の提供の有無　　無

長崎県告示第626号

長崎県農林部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第460号の12）の一部を次のように改正し、令和８年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和８年11月13日

長崎県知事　平田　研

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別表（第２条関係）

６　農産園芸課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
1～29　略					
30	令和８年度干ばつ災害からの樹勢回復緊急対策事業費補助金	令和８年の干ばつ被害を受けた農作物（果樹・アスパラガス・茶）について、その後の樹勢回復による生産維持を図る。	以下の樹勢回復による生産維持を図るための取組に要する経費 (1)　果樹、アスパラガス又は茶であること。 (2)　圃場面積の30パーセント以上の範囲で、干ばつの被害が発生していること。 (3)　対象経費 ア　果樹：葉面散布剤及びたい肥 イ　アスパラガス：葉面散布剤 ウ　茶：液肥	定額（10a当たり3,000円）	農業者、農業者が組織する団体、農業協同組合及び農業法人

９　農村整備課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
1～10　略					
11	干害応急対策事業費補助金	農作物の干害による被害を防止することにより、農家の	(1)　市町が水利施設管理強化事業実施要綱（令和３年３月29日付け	予算の範囲内で知事が別に定める	市町

改正前

別表（第２条関係）

６　農産園芸課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
1～29　略					

９　農村整備課関係

	補助金の名称	交付の目　的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補　助対象者
1～10　略					
11	干害応急対策事業費補助金	農作物の干害による被害を防止することにより、農家の	市町が干害応急対策事業に要する経費及び土地改良区・農業協同組合又は２戸	予算の範囲内で知事が別に定める	市町

		経営の安定を図る。	２農振第3534号農林水産事務次官依命通知）第２の３の⑵渇水・高温対策に基づき実施する事業に要する経費 ⑵　市町が自ら実施する事業又は市町の要綱に基づき土地改良区、農業協同組合又は２戸以上の農家（共同施行者）等に対して補助する場合の当該補助に要する経費	基準による。	
12～24　略					

		経営の安定を図る。	以上の農家（以下「共同施行者」という。）等に市町が補助するのに要する経費	基準による。	
12～24　略					

長崎県告示第627号

長崎県木材産業等高度化推進資金貸付要綱（平成31年長崎県告示第91号）の一部を次のように改正し、令和８年11月13日から適用する。ただし、この告示による改正前の長崎県木材産業等高度化推進資金貸付要綱の規定により運用又は貸付け若しくは償還を行っている貸付金については、なお従前の例による。

令和８年11月13日

長崎県知事　平田　研

次の表に掲げる既定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
（目的） 第１条　県は、木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るため、県内の木材の生産又は流通を担う事業者に対し、その行う事業の合理化を推進するのに必要な資金を低利で融通する措置を講じ、もって木材関連産業の健全な発展に資するため、木材産業等高度化推進資金制度を設けるものとし、その貸付け及び運用については、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「基盤強化法」という。）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号。以下「基盤強化法施行令」という。）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について（54林野企第82号農林水産事務次官依命通知。以下「基盤強化法次官通知」という。）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（54林野企第83号林野庁長官通知）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成８年法律第47号。以下「木安法」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成８年政令第310号）、木材の安定供	（目的） 第１条　県は、木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るため、県内の木材の生産又は流通を担う事業者に対し、その行う事業の合理化を推進するのに必要な資金を低利で融通する措置を講じ、もって木材関連産業の健全な発展に資するため、木材産業等高度化推進資金制度を設けるものとし、その貸付け及び運用については、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号。以下「基盤強化法」という。）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号。以下「基盤強化法施行令」という。）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について（54林野企第82号農林水産事務次官依命通知。以下「基盤強化法次官通知」という。）、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について（54林野企第83号林野庁長官通知）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成８年法律第47号。以下「木安法」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法施行令（平成８年政令第310号。以下「木安法施

給の確保に関する特別措置法の施行について（８林野流第105号農林水産事務次官依命通知。以下「木安法次官通知」という。）及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について（８林野流第106号林野庁長官通知）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（資金措置）

第２条　略

２　指定金融機関は、前項の規定により供給を受けた資金の額に４を乗じて得た額に相当する資金を、第５条に定める者に対し、貸し付けるものとする。ただし、別表に記載する３倍協調資金は３を、２倍協調資金にあっては２を乗じて得た額に相当する資金を貸し付けるものとする。

３　略

（貸付資金の種類と内容）

第３条　この要綱に基づき貸付けを行う資金の種類と内容は、次に掲げるものとする。この条において「数人共同事業体等」とは、数人共同事業体及び単独事業体をいい、「単独事業体」とは、中小企業等協同組合等の組合及びその連合会並びに数人共同の事業体以外の者をいう。

⑴　事業経営改善合理化資金

ア　素材生産等促進資金

森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者（素材生産に係るものに限る。）又は数人共同事業体等が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り（木材市場に係る事業体にあっては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が１年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。

㋐　素材生産を行うのに必要な資金であって、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費

㋑　素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費

㋒　木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費

㋓　素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）

なお、㋓の素材等の加工を行うのに必要な資金の貸付対象者は、㋐から㋒までのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。

イ　新規需要創出資金

㋐　木材の製造に係る事業体であって㋑に掲げる木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者が、当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品

行令」という。）、木材の安定供給の確保に関する特別措置法の施行について（８林野流第105号農林水産事務次官依命通知。以下「木安法次官通知」という。）及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について（８林野流第106号林野庁長官通知）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

（資金措置）

第２条　略

２　指定金融機関は、前項の規定により供給を受けた資金に貸付資金の種類により別表に掲げる倍率を乗じて得た額に相当する資金を、第５条に定める者に対し、貸し付けるものとする。

３　略

（貸付資金の種類）

第３条　この要綱に基づき貸付けを行う資金の種類は、次に掲げるものとする。

⑴　事業経営改善合理化資金

ア　素材生産等促進資金

森林組合、中小企業等協同組合等の組合若しくはその連合会、森林所有者（素材生産に係るものに限る。）又は数人共同事業体若しくは単独事業体（数人共同事業体に単独事業体を加えた事業体を含む。以下「数人共同事業体等」という。）が素材生産、素材若しくは木材製品の引取り（木材市場に係る事業体にあっては、木材市場における卸売取引に係るものに限る。）又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金

イ　新規需要創出資金

㋐　木材の製造に係る事業体であって㋑に掲げる木材の新規需要の創出に資する木材製品の生産を行う者が、当該製品の原材料となる素材若しくは木材製品

の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が１年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。

ａ　素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費

ｂ　木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費

ｃ　素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）

(ｲ)　略

⑵　木材高度加工資金

ア　次に掲げる木材の製造に係る事業体が木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が１年を超えるものに限る。）であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費（地域材であってＪＡＳ材に係るものに限る。）とする。

(ｱ)～(ｳ)　略

イ　長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づきアの資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が１年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。

(ｱ)　素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費

(ｲ)　素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金

ウ　略

⑶　林業経営改善資金

ア　林業経営高度化推進資金

(ｱ)　林業を営む者が行う造林に必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が１年を超えるものに限る。）であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料及び作業委託費とする。

(ｲ)　効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業

の引取り又は素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金

(ｲ)　略

⑵　木材高度加工資金

ア　次に掲げる木材の製造に係る事業体が木材の加工を行うのに必要な短期又は長期の運転資金

(ｱ)～(ｳ)　略

イ　長期かつ安定的な供給・引取りに関する契約、協定等に基づきアの資金を借り受けようとする者に原材料となる素材若しくは木材製品の供給を行うのに必要な短期又は長期の運転資金

ウ　略

⑶　林業経営改善資金

ア　林業経営高度化推進資金

(ｱ)　林業を営む者が行う造林に必要な短期又は長期の運転資金

(ｲ)　効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業

体又は森林経営管理法（平成30年法律第35号。以下「管理経営法」という。）第36条第２項の規定により都道府県が公表する民間事業者として登録を受けている森林組合（ただし、令和12年度までは、令和２年度末時点において、都道府県知事により中核組合に認定されている森林組合を含む。）が素材生産を請負わせるのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が１年を超えるものに限る。）であって、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃とする。

イ　伐採・造林一貫作業推進資金

森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期又は長期の運転資金（長期の運転資金については、資金の回収期間が１年を超えるものに限る。）であって、次に掲げるものとする。

(ｱ)　素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）

(ｲ)　造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料及び作業委託費

⑷　木材安定供給資金

都道府県知事等の認定を受けた事業計画（森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して作成したものに限る。）に掲げる事業を実施するために必要な短期又は長期の運転資金であって、次に掲げるものとする。

ア　素材生産を行うのに必要な資金（対象：森林所有者等）

施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、管理経営法第８条の14第４項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費。

なお、管理経営法第８条の５第３項に基づく権利設定料を含む。

イ　素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金（対象：木材利用事業者等）

素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金

ウ　素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金（対象：森林所有者等、木材利用事業者等、木材卸売業を営む者、木材市場を開設する者又はその組織する団体、木材の輸送を業として行う者及び木材製品利用事業者等）

(ｱ)　素材又は木材製品の引取りを行うのに必要な資金

素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、

体又は知事が認定した中核組合が素材生産を請負わせるのに必要な短期又は長期の運転資金

イ　伐採・造林一貫作業推進資金

森林所有者、森林組合、森林組合連合会又は素材生産業を営む者若しくはその組織する団体が素材生産及び造林を一貫的に行うのに必要な短期又は長期の運転資金

⑷　木材安定供給資金

森林所有者や木材利用事業者及び木材製品利用事業者等の、川上事業者、川中事業者及び川下事業者が共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に必要な、短期又は長期の運転資金

木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費	
㈠　木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金 ICTを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費	
エ　素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金（対象：木材の輸送を業として行う者） 輸送を行うための作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用	
オ　木材製品利用事業を行うのに必要な資金（対象：木材製品利用事業者等） 木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費その他の木材製品を加工又は利用するのに必要な資金	
（資金の貸付条件）	（資金の内容及び貸付条件）
第４条　前条の貸付資金の種類ごとの資金の貸付条件は、次に定める。	第４条　前条の貸付資金の種類ごとの資金の内容及び貸付条件は、次に定めるもののほか、別表に定めるとおりとする。
⑴　貸付けの方法 証書貸付、手形貸付、当座貸越又は電子記録債権貸付によるものとする。なお、当座貸越については極度貸付方式とする。	⑴　貸付けの方法 証書貸付又は手形貸付とする。
⑵及び⑶　略	⑵及び⑶　略
⑷　既往借入金の借換え 木材産業等高度化推進資金の対象には、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）は含まないものとする。	
（貸付対象者）	（貸付対象者）
第５条　第３条第１号に係る資金について、指定金融機関から貸付けを受けることができる者は、県内に住所を有する者であって、基盤強化法第４条第１項に規定する合理化計画（以下「事業経営改善計画」という。）が適当である旨の知事の認定を受けた者とする。ただし、当該認定を受けた者のうち単独事業体については、次の各号に定める資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第５条　第３条第１号に係る資金について、指定金融機関から貸付けを受けることができる者は、県内に住所を有する者であって、基盤強化法第４条第１項に規定する合理化計画（以下「事業経営改善計画」という。）が適当である旨の知事の認定を受けた者とする。ただし、当該認定を受けた者のうち単独事業体については、次の各号に定める資金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、木材産業等高度化推進資金の対象には、既往借入金の借換え（本資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）は含まないものとする。
⑴　第３条第１号アに掲げる資金 ア　木材の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上の者（森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第２条第２項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）またはその組織する団体、素材生産業を営む者又はその組織する団体、木材製造業を営む者又はその組織する団体にあっては、木材の年間取扱量がおおむね1,500立方メートル以上又は木材の年間取扱量がおおむね1,000立方メートル以上で、かつ、間伐材等の年間取扱量が木材の年間取扱量のおおむね５割以上で合理化計画期間内に木材の年間取扱量が増加するよう計画し、その達成が確実と見込まれる者）	⑴　第３条第１号アに掲げる資金 ア　木材の年間取扱量がおおむね3,000立方メートル以上の者又は間伐等に係る素材生産又は間伐材等の素材若しくはこれらに係る製品の引取りの事業を計画する者

イ　新製品の開発等により木材の需要の拡大に努めている事業体

ウ　日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第２条第３項に規定する登録認証機関から、製材の日本農林規格のうち構造用製材に係る認証を受けた木材製造業を営む者

⑵　略

２　第３条第２号に係る資金について、指定金融機関から貸付けを受けることができる者は、県内に住所を有する者であって、基盤強化法第４条第２項に規定する共同申請に基づく合理化計画（以下「構造改善計画」という。）が適当である旨の知事の認定を受けた者とする。

３～５　略

第６条～第15条　略

別表（第２条、第４条関係）

資金種類			貸付利率（年％）	償還期限（年以内）	貸付限度額
合理化計画（事業経営改善計画）に基づく資金	事業経営改善合理化資金	素材生産等促進資金	短期資金 2.50 （2.40） ［2.15］ 長期資金 3.00 （2.80） ［2.30］	短期資金 1 〈－〉 長期資金 5 〈1〉	１億円 特認２億円 ［素材の年平均生産量　10,000㎥以上］ ［素材の年平均引取量　15,000㎥以上］ ［木材製品の年平均引取量　20,000㎥以上］ 特認４億円 ［素材の年平均生産量　15,000㎥以上かつ経営管理実施権の設定を受けていること又は構想適合事業者であること］ ［素材の年平均引取量　30,000㎥以上］ ［木材製品の年平均引取量　40,000㎥以上］ 特認５億円 ［素材及び木材製品の年平均引取量　50,000㎥以上］
			短期資金		

イ　第３条第１号アに掲げる資金のうち別表の資金内容エの素材等の加工を行うのに必要な資金の貸付対象者は、別表の資金内容中アからウまでのいずれかの資金を借り受けようとする者に限る。

⑵　略

２　第３条第２号に係る資金について、指定金融機関から貸付けを受けることができる者は、県内に住所を有する者であって、基盤強化法第４条第２項に規定する共同申請に基づく合理化計画（以下「構造改善計画」という。）が適当である旨の知事の認定を受けた者とする。ただし、次の各号に定める資金の貸付対象者は、以下のとおりとする。

⑴　木材高度加工資金

契約、協定等に基づき素材又は木材製品を引き取り、その加工を行う者

３～５　略

第６条～第15条　略

別表（第２条及び第４条関係）

貸付資金の種類		資金内容	貸付条件（［　］は貸付限度額の特認条件）	倍率
合理化計画（事業経営改善計画）に基づく資金	⑴　素材生産等促進資金	ア　素材生産を行うのに必要な資金であって、施業集約化費用、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費とする。 イ　素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費	利率 保証なし 短期資金 年1.60％ （年1.50％） 〔年1.30％〕 長期資金 年1.30％ （年1.20％） 〔年1.00％〕 保証付き 短期資金 年1.20％ （年1.10％） 〔年0.90％〕 長期資金 年0.90％ （年0.80％） 〔年0.60％〕 （長期資金は、資金の回収期間が１年を超えるもの） 償還期限 短期資金　１年以内 長期資金　５年以内（うち据置期間１年以内） 貸付限度額　１億円 特認　２億円 ［素材の年平均	４倍 （　）は３倍 〔　〕は２倍

		新規需要創出資金	［2.15］ 長期資金 ［2.30］		１億円
合理化計画（構造改善計画）に基づく資金	木材高度加工資金		短期資金 ［2.15］ 長期資金 ［2.30］	短期資金 1 〈－〉 長期資金 5 〈1〉	１億円 特認２億円 ［ＪＡＳ材の製造を行う者］
林業経営改善計画に基づく資金	林業経営改善資金	林業経営高度化推進資金	短期資金 2.50 長期資金 3.00	短期資金 1 〈－〉 長期資金 5 〈1〉	１億５千万円 特認４億円 ［造林の年間施業面積　500ha以上］
		伐採・造林一貫作業推進資金	短期資金 （2.40） ［2.15］ 長期資金 （2.80） ［2.30］		２億円 特認４億円 ［素材の年間平均生産量　10,000㎥以上］
木材安定供給確保事業計画に基づく資金	木材安定供給資金		短期資金 2.15 長期資金 2.30	短期資金 1 〈－〉 長期資金 5 〈1〉	３億円 特認４億円 ［協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定等締結時から５パーセント以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあっても、借受者の償還が適切に行われると認められること］

注１：貸付利率における（　）は３倍協調資金の利率、［　］は２倍協調資金の利率。
注２：償還期限における〈　〉は据置期間であり、償還期間に含む。
注３：貸付限度額における［　］は貸付限度額の特認条件。
注４：素材生産等促進資金の貸付限度額における、「経営管理実施権の設定を受けていること」とは、森林経営管理法第37条第４項に規定する林業経営者であることを

	とする。 ウ　木材製品の引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費とする。 エ　素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）とする。 ※事業経営改善合理化資金については、間伐材及びチップ用素材並びに森林組合の取扱いに係る素材を除いては、同一材について２回以上の貸付けは行わないものとする。	生産量　10,000㎥以上］ ［素材の年平均引取量　15,000㎥以上］ ［木材製品の年平均引取量　20,000㎥以上］ 特認　４億円 ［素材の年平均引取量　30,000㎥以上］ ［木材製品の年平均引取量　40,000㎥以上］ 特認　５億円 ［素材及び木材製品の年平均引取量50,000㎥以上］
⑵　新規需要創出資金	ア　素材の引取りを行うのに必要な資金であって、素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費 イ　木材製品の	短期資金 〔年1.30%〕 長期資金 〔年1.00%〕 保証付き 短期資金 〔年0.90%〕 長期資金 〔年0.60%〕 （長期資金は、資金の回収期間が１年を超えるもの） 償還期限

いい、「構想適合事業者」とは、同法第46条に規定する構想適合事業者をいう。			引取りを行うのに必要な資金であって、製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び製材等の引取りに必要な輸送費 ウ　素材等の加工を行うのに必要な資金であって、作業労賃、電力費、燃料費その他の木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）	短期資金　１年以内 長期資金　５年以内（うち据置期間１年以内） 貸付限度額　１億円	
合理化計画（構造改善計画）に基づく資金	⑴　木材高度加工資金	ア　第３条⑵アの資金については、作業労賃、電力費、燃料その他の木材を加工するのに必要な資金並びに原材料となる素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材の引取りに必要な輸送費（JAS無垢材に係るものに限る。）とする。 イ　第３条⑵イの資金については、次に掲げるものとする。 ａ　素材生産を行うのに必要な資金	利率 保証なし 短期資金 〔年1.30%〕 長期資金 〔年1.00%〕 保証付き 短期資金 〔年0.90%〕 長期資金 〔年0.60%〕 （長期資金は、資金の回収期間が１年を超えるもの） 償還期限 短期資金　１年以内 長期資金　５年以内（うち据置期間１年以内） 貸付限度額　１億円 特認　２億円 ［JAS無垢材の製造を行う者］	（　）は３倍 〔　〕は２倍	

			であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び輸送費 b　素材又は木材製品の引取り及び素材若しくは木材製品の加工を行うのに必要な資金であって、素材若しくは木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金		
林業経営改善計画に基づく資金	(1)　林業経営高度化推進資金	ア　第３条(3)ア(ｱ)の資金については、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料並びに	利率 保証なし 短期資金 年1.60％ 長期資金 年1.30％ 保証付き	４倍	

		作業委託費とする。 イ　第３条⑶ア㈠の資金については、素材生産に係る請負契約に基づく前渡金及び中間払い金並びに当該請負契約を行うために必要となる作業労賃とする。	短期資金 年1.20％ 長期資金 年0.90％ （長期資金は、資金の回収期間が１年を超えるもの） 償還期限 短期資金　１年以内 長期資金　５年以内（うち据置期間１年以内） 貸付限度額　５千万円 特認　１億５千万円 ［造林の年間施業面積500ha以上］	
	⑵　伐採・造林一貫作業推進資金	ア　素材生産を行うのに必要な資金であって、立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）及び素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。） イ　造林を行うのに必要な資金であって、作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費	利率 保証なし 短期資金 （年1.50％） 〔年1.30％〕 長期資金 （年1.20％） 〔年1.00％〕 保証付き 短期資金 （年1.10％） 〔年0.90％〕 長期資金 （年0.80％） 〔年0.60％〕 （長期資金は、資金の回収期間が１年を超えるもの） 償還期限 短期資金　１年以内 長期資金　５年以内（うち据置期間１年以内） 貸付限度額　１億円 特認　２億円 ［素材の年間平均生産量10,000㎥以上］	（　）は３倍 〔　〕は２倍
木材安定供給確保事業計画に基	木材安定供給資金	１　素材生産を行うのに必要な資金（対象：森林所有者等）施業集約化費用、立木購入代金	利率 保証なし 短期資金 〔年1.30％〕 長期資金 〔年1.00％〕 保証付き	〔　〕２倍

		づく資金		（前渡金、予約金等を含む。）、管理経営法第８条の14第４項に基づき納付すべき樹木料、素材生産を行うための作業現場から最終土場までの素材生産実施費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）及び作業委託費 なお、管理経営法第８条の５第３項に基づく権利設定料を含む。 ２　素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金（対象：木材利用事業者等） 素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、素材の引取りに必要な輸送費及び素材等の加工を行うのに必要な作業労賃、電力費、燃料費その他の素材等を加工するのに必要な資金 ３　素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金（対象：森林所有者等、木材利用事業者	短期資金 〔年0.90%〕 長期資金 〔年0.60%〕 （長期資金は、資金の回収期間が１年を超えるもの） 償還期限 短期資金　１年以内 長期資金　５年以内（うち据置期間１年以内） 貸付限度額　３億円 特認　４億円 ［協定等に基づく素材又は木材製品の販売価格が、協定等締結時から５パーセント以上低下しており、かつ、当面の間、当該価格が協定等締結時の価格まで回復しないと見込まれる場合にあっても、借受者の償還が適切に行われると認められること］	

			等、木材卸売業を営む者、木材市場を開設する者又はその組織する団体、木材の輸送を業として行う者、木材製品利用事業者等） ⑴　素材又は木材製品の引取りを行うのに必要な資金 　素材又は木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費並びに作業委託費 ⑵　木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金 　ICTを活用したデータベース整備費用等及び作業委託費 ４　素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金（対象：木材の輸送を業として行う者） 　輸送を行うための作業労賃、燃料費、機械・車両の使用料及び維持費用		

		５　木材製品利用事業を行うのに必要な資金（対象：木材製品利用事業者等） 　木材製品の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）、木材製品の引取りに必要な輸送費、木材製品の加工又は利用するための作業労賃、電力費、燃料費その他の木材製品を加工又は利用するのに必要な資金			

（注）
１　倍率欄の倍率は、指定金融機関が貸付対象者に貸し付ける金額を算出するためのものであり、指定金融機関が県から供給を受けた資金の額に資金の種類ごとに表に掲げる倍率を乗じて貸付額を算出する。
２　貸付限度額の「特認」については、特認条件に適合する場合に、特認の範囲内において林野庁長官が承認した額とする。
３　貸付条件欄における（　）は３倍協調資金の利率、〔　〕は２倍協調資金の利率。
４　貸付利率における保証付きの利率は債務保証（100％機関保証）を利用する場合に適用される。

長崎県告示第628号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第１項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての竣功を認可した。

なお、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和８年11月13日

長崎港港湾管理者　長崎県
代表者　長崎県知事　平田　研

１　埋立ての竣功認可の年月日
　令和８年９月18日
２　竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所
　名　称　長崎県
　所在地　長崎県長崎市尾上町３番１号
　代表者の氏名　長崎県知事　平田　研
　代表者の住所　長崎県長崎市尾上町３番１号
３　埋立区域
⑴　位置

長崎市土井首町430番４から58番３を経て磯道町988番に至る地先公有水面
⑵　区域
省略（閲覧図書のとおり）
⑶　面積
１工区：2,153.92平方メートル
４　埋立地の用途
海岸保全施設用地
５　埋立ての免許の年月日及び番号
平成20年10月22日
長崎県指令20港許第３号
６　閲覧場所
長崎県長崎市魚の町４番１号
長崎市役所

長崎県告示第629号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和８年11月13日

長崎県知事　平田　研

１　調達する物品の種類
調達する物品の種類は、次のとおりとする。
８港第153号　福江空港6000立級化学消防車
２　競争入札に参加することができない者
⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第１号の規定に該当しない者である。
⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
⑶　この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
⑷　競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
⑸　営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
⑹　原則として１年以上の営業実績を有しない者
３　入札を希望する者の資格審査申請の方法等
⑴　申請の時期
この告示の日から令和８年11月26日までとする。
⑵　申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から⑸に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
⑶　申請書の提出方法
申請者は、次の書類を添え、⑸に掲げる場所に提出すること。
ア　法人にあっては、次の㋐及び㋑
㋐　登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
㋑　前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
イ　個人にあっては、次の㋐、㋑及び㋒
㋐　本籍地の市区町村長の発行する身元（分）証明書
㋑　指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
㋒　前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ　都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
エ　消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
オ　営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
カ　印鑑届（様式第２号）
キ　口座振替申込書（様式第３号）
ク　取扱品目明細書（様式第４号）
ケ　代理店、特約店等の契約明細書（様式第５号）
コ　物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第９号）
サ　その他知事が必要と認める書類

⑷　申請書等の作成に用いる言語

ア　申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ　申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

⑸　申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850－8570長崎市尾上町３－１
〔名称〕長崎県出納局物品管理室
〔電話〕095－895－2881
〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕https://treasury.pref.nagasaki.jp/

４　資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第６号）により通知する。

５　指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第４条第１項第８号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人及び同条第２項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第２条第１項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第１条第１項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

６　３の⑵、３の⑶のカからコまで、４及び５に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

７　資格の有効期間及び更新手続

⑴　入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和10年９月30日までとする。

⑵　有効期間の更新手続

⑴の有効期間の更新を希望する者は、令和10年７月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

８　資格の取消し等

⑴　競争入札参加者の資格を有する者が２の⑴又は⑶に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
⑵　競争入札参加者の資格を有する者が２の⑵に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は３年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
⑶　資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は３年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公　　告

製菓衛生師試験の実施（公告）

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第４条第１項の規定により、令和８年度長崎県製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和８年11月13日

長崎県知事　平田　研

１　試験の日時及び場所

⑴　試験の日時　令和９年１月14日（木）14時から

⑵　試験の場所　長崎県庁 行政棟 大会議室、会議室303、304、305

（長崎市尾上町３番１号）

２　試験科目と試験時間

120分間

⑴　衛生法規

⑵　公衆衛生学

⑶　食品学

⑷　食品衛生学

⑸　栄養学

⑹　製菓理論

⑺　製菓実技

３　受験資格

次の各号のいずれかに該当する者であること。

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（高等学校への入学資格を有する者。法附則第３項の規定によりみなされる者を含む。以下同じ。）であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において、１年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの。

⑵　学校教育法第57条に規定する者であって、２年以上菓子製造業に従事したもの。

⑶　法施行の際（昭和41年12月26日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、この法律の施行の日において３年を超えているもの又はこの法律の施行の日後３年を超えるに至ったもの。

４　提出書類

⑴　受験願書（製菓衛生師法施行細則（昭和42年長崎県規則第63号）様式第５号）

⑵　写真

受験申込前６か月以内に撮影した正面上半身無帽、縦型の電子データ。

⑶　現在の氏名と提出書類に記載されている氏名が異なる場合は、戸籍抄本。

⑷　３の受験資格の⑴に該当する者は、次に掲げる書類を添付すること。

都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において１年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書

⑸　３の受験資格の⑵に該当する者は、次に掲げる書類を添付すること。

２年以上菓子製造業に従事したことを証する書類（製菓衛生師法施行細則様式第６号）

⑹　３の受験資格の⑶に該当する者は、法施行の際、現に菓子製造業に従事しており、かつ当該製造業に３年以上従事したことを証する書類を添付すること。

⑺　菓子製造に係る１級又は２級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論及び実技の免除を受けることができるので、受験申請時に技能検定合格証書を提示すること。

なお、試験科目の免除に伴い、試験時間を45分短縮し、14時から15時15分までとする。

５　受験手数料　9,400　円

原則、「長崎県電子申請システム」により、キャッシュレス納付を行うこと。なお、納付後の受験手数料は

一切返還しない。

６　受験願書の受付期間

「長崎県電子申請システム」により、令和８年11月16日（月）から令和８年12月４日（金）の午後５時45分までに申込をしたものまで受け付ける。

７　受験願書の提出先

「長崎県電子申請システム」より、受験願書と必要となる書類を提出すること。「長崎県電子申請システム」による提出が難しい場合は、下記11を参照すること。

８　合格の発表

合格の発表は、令和９年３月24日（水）に県のホームページに掲示し、合格者には合格通知書と合格証書を送付する。

９　試験結果の簡易開示

製菓衛生師試験の総合得点及び科目別得点は、受験者本人が必要書類を持参した場合に限り、口頭で開示を行うことができる。

⑴　開示場所

長崎県県民生活環境部生活衛生課

⑵　開示方法

受験者本人が必要書類（受験票、合格証書、運転免許証、健康保険証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等、本人であることを証明できる書類）を持参した場合に限り口頭で開示。

⑶　開示期間

令和９年３月25日（木）から４月23日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

10　その他

⑴　過去の試験問題については、ホームページ、県民センター及び県内６か所の行政資料コーナーで入手が可能であること。

⑵　受験手続その他詳しいことは、住所地を管轄する保健所又は長崎県県民生活環境部生活衛生課（095－895－2362）へ問い合わせること。なお、文書による問合せには、必ず返信用切手を同封すること。

11　長崎県電子申請システムによる申請が難しい場合は、用紙による申請を行うこと。

⑴　写真は、受験申込前６か月以内に撮影した正面上半身無帽の縦４センチメートル、横３センチメートルのもので、裏面に氏名を記入したもの（糊付けはしないこと）を提出すること。

⑵　受験願書の受付期間は、令和８年11月16日（月）から令和８年12月４日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）。受付時間は、県立保健所及び県庁　午前９時から午後５時45分、長崎市保健所　午前８時45分から午後５時30分、佐世保市保健所　午前８時30分から午後５時15分までとする。

なお、郵送の場合は、令和８年12月４日（金）の消印のあるものまで受け付ける。

⑶　願書の提出先は、受験者の住所を管轄する保健所、または、長崎県県民生活環境部生活衛生課（長崎市尾上町３番１号）とする。なお、やむを得ず郵送する場合は、「製菓衛生師試験願書在中」と朱書きの上、長崎県県民生活環境部生活衛生課（〒850－8570長崎市尾上町３番１号）へ書留郵便で行うこと。

⑷　受験願書等は、住所地を管轄する保健所及び長崎県県民生活環境部生活衛生課で配付するほか、県のホームページから申請書をダウンロードすることも可能である。

土地改良区の清算人の就任（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第４項の規定において準用する同法第18条第18項の規定により、清算法人津吉土地改良区から清算人の就任の届出があった。

令和８年11月13日

長崎県知事　平田　研

就任清算人	
氏　名	住　所
五　嶋　慎太郎	平戸市津吉町1105番地２
久　松　宏　秋	平戸市大志々伎町1214番地

山　口　勝　治	平戸市大志々伎町1024番地
栗　山　近　美	平戸市志々伎町1377番地
大　村　常　人	平戸市志々伎町1486番地２
立　石　　修	平戸市辻町67・68番地２
田　口　常　夫	平戸市田代町382番地１
岩　田　ツナ子	平戸市東中山町131番地イ
松　元　正　徳	平戸市前津吉町318番地
吉　永　孝　幸	平戸市神上町63番地１

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により次の１のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の２のとおり縦覧に供する。

令和８年11月13日

長崎県知事　平田　研

１　届出事項

⑴　発起人の住所及び氏名

長崎県対馬市上県町犬ケ浦322番地10

西山　幸偏

長崎県対馬市上県町御園228番地

重田　哲也

⑵　加入区

上県町仁田加入区

⑶　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称

上県町漁業協同組合

２　指定漁船調書の縦覧

⑴　縦覧期間

公告の日から15日間

⑵　縦覧場所

長崎県対馬市上県町鹿見字京ヶ崎13番地３

上県町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第１項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第５条第１項の規定により次の１のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の２のとおり縦覧に供する。

令和８年11月13日

長崎県知事　平田　研

１　届出事項

⑴　発起人の住所及び氏名

長崎県島原市有明町大三東戊340番地

伊藤　進一

長崎県島原市有明町湯江甲18番地

橋本　隆明

⑵　加入区
　有明加入区
⑶　漁船損害等補償法第113条第１項の申出をする漁業協同組合の名称
　有明漁業協同組合
２　指定漁船調書の縦覧
⑴　縦覧期間
　公告の日から15日間
⑵　縦覧場所
　長崎県島原市有明町湯江甲75番地
　有明漁業協同組合

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第１項の規定により、長崎地方法務局長から公共測量（法務局地図作成事業）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和８年11月13日

長崎県知事　平田　研

公共測量実施の地域及び期間

地　　域	期　　間
佐世保市白南風町の一部、峰坂町、松川町、勝富町及び高天町	令和８年12月１日から 令和９年３月31日まで

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和８年11月13日

長崎県知事　平田　研

１　一般競争入札に付する事項
⑴　購入物品及び数量
　８港第153号　福江空港6000立級化学消防車　１台
⑵　購入物品の特質等
　仕様書のとおり。
⑶　納入期限
　令和11年３月15日
⑷　納入場所及び条件
　①納入場所　福江空港（五島市上大津町2158）
　②納入条件　仕様書のとおり。
⑸　入札の方法
　ア　前記⑴の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
　イ　入札執行回数は３回を限度とする。３回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の２第１項第８号の規定により、見積を行う場合がある。
⑹　契約方法
　電子契約又は書面契約（選択方式）
２　入札参加資格
⑴　令第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第１号の規定に該当しない者である。
⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として知事が定める

期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑶　長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。

⑷　この公告の日から10の開札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

⑸　この公告の日から10の開札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

３　入札参加資格を得るための申請の方法等

２の⑶に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570　長崎市尾上町３－１

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

（提出期限）令和８年11月26日17時00分

４　当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570　長崎市尾上町３－１

（名称）長崎県土木部港湾課

（電話）095-894-3053

５　契約条項を示す場所

４の部局等とする。

６　入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和８年12月９日までの間（県の休日を除く。）

（場所）４の部局等とする。

なお、県のホームページから入手することもできる。

７　同等品承認願の提出場所及び提出期限

（提出場所）４の部局等とする。

（提出期限）令和８年12月４日17時00分

８　一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

（提出場所）４の部局等とする。

（提出期限）令和８年12月24日17時00分

９　入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

10　開札の場所及び期日等

（場所）長崎県庁行政棟１階入札室

（期日）令和８年12月25日13時30分

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に４の部局に確認すること。

（郵送による場合の入札書の受領期限等）

（受領期限）令和８年12月24日17時00分（必着）

（提出先）長崎県土木部港湾課

（提出方法）郵便（一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る方法により受領期限までに必着のこと。）で行う。悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

11　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金
　免除する。
⑵　契約保証金
　契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ　開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合
　なお、「規模をほぼ同じくする契約」の判断は、契約金額に応じて、次の区分で提出すること。
　ア　2,000万円以上
　イ　2,000万円未満500万円以上
　ウ　500万円未満

12　入札者が代理人である場合の委任状の提出
　入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
　適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13　再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出
　再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
　適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

14　入札の無効
　次の入札は無効とする。なお、次の⑴から⑼までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、⑺及び⑭から⑱までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。
⑴　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき（同等品承認のなされなかったもので、入札をしたときを含む。）。
⑵　一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
⑶　入札者が法令の規定に違反したとき。
⑷　入札者が連合して入札をしたとき。
⑸　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
⑹　入札者が他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。
⑺　入札書が所定の日時までに到達しないとき。
⑻　指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
⑼　長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
⑽　入札者又は代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。
⑾　入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。
⑿　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
⒀　入札書に記載された金額が訂正されているとき。
⒁　入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。
⒂　代理人が入札したとき。
⒃　外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。
⒄　内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。
⒅　内封筒に、入札番号又は入札物品名のいずれか若しくはその両方の記載がないとき。
⒆　民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
⒇　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

15　落札者の決定方法

⑴　長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
⑶　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
⑷　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
16　その他
⑴　契約書の作成を要する。
⑵　この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
⑶　この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
⑷　本契約は、議会の議決を要するため、落札決定後は、仮契約を締結し、長崎県議会の議決を経た後、本契約を締結する。
⑸　その他、詳細は入札説明書による。
17　Summary
⑴　Nature and quantity of the products to be purchased:
Airport-Use Chemical-type Fire Engine (6000Lclass) 1 vehicle
⑵　Delivery period:
March 15, 2029
⑶　Delivery place:
Fukue Airport (2158 Kamiotsucho, Gotoshi)
⑷　Time-limit for tender by registered mail:
5:00 p.m. December 24, 2026
⑸　Date and time for the opening of tenders:
1:30 p.m. December 25, 2026
⑹　Point of Contact:
Ports & Harbors Division, Public Works Department, Nagasaki Prefectural Government.
3-1 Onoue-machi Nagasaki 850-8570 Japan
TEL. 095-894-3053

交 通 局 公 告

一般競争入札の参加者の資格等（告示）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和８年11月13日

長崎県交通局長　石田　智久

１　調達する物品の名称及び予定数量
軽油　364キロリットル
２　競争入札に参加することができない者
⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。
⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として局長が定める

期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
⑶　競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
⑷　営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
⑸　原則として１年以上の営業実績を有しない者
⑹　当該軽油を確実に納入できない者
⑺　この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
⑻　この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

３　競争入札参加者の資格及び審査
⑴　２の⑴から⑻までに該当する者は、１の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
⑵　競争入札参加者の資格は、令第167条の５第１項に定める要件に基づき、⑶に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び⑶審査事項のカのみを審査する。
⑶　審査事項
審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、４の⑵の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。
ア　純資産の額　前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
イ　従業員数　基準日の前日現在の従業員数
ウ　営業年数　基準日の前日までの営業年数
エ　損益状況　前事業年度及び前々事業年度の損益状況
オ　財務比率　前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
㋐　売上高当期利益率
㋑　固定長期適合率
㋒　流動比率
カ　当該軽油を確実に納入しうること（供給証明書及び様式第４号から様式第６号まで）。

４　入札を希望する者の資格審査申請の方法等
⑴　申請の時期
この告示の日から令和８年12月16日まで（県の休日を除く。）の午前９時から午後５時までとする。
⑵　申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から⑸に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
⑶　申請書の提出方法
ア　申請者のうち、県資格を取得している者
申請書（様式第１号）に次の書類を添え、⑸に掲げる場所に提出すること。
㋐　誓約書
㋑　委任状
㋒　印鑑届（様式第３号）
㋓　当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第４号から様式第６号まで）
㋔　県からの資格審査結果通知書の写し
イ　申請者のうち、県資格を取得していない者
申請書（様式第２号）に次の書類を添え、⑸に掲げる場所に提出すること。
㋐　誓約書
㋑　財務関係明細書
㋒　営業概要書
㋓　委任状

㈭　法人にあっては登記簿謄本
㈮　個人にあっては次のａ及びｂ
ａ　本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
ｂ　指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
㈯　県税に関し未納がないことを証する証明書
㈰　消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
㈱　営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
㈲　印鑑届（様式第３号）
㈳　当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第４号から様式第６号まで）
㈴　直近の決算書の写し

⑷　申請書等の作成に用いる言語
ア　申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ　申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

⑸　申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850－0043　長崎市八千代町３－１
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
（電話）095－822－5141

５　資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第７号）により通知（郵送）する。

６　資格の有効期間
この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。

７　資格の取消等
⑴　競争入札参加者の資格を有する者が２の⑴又は⑻に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
⑵　競争入札参加者の資格を有する者が、２の⑵に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は３年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
⑶　資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は３年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。
令和８年11月13日

長崎県交通局長　石田　智久

１　競争入札に付する事項
⑴　購入物品名及び数量
軽油　364キロリットル
⑵　購入物品の特質等
入札説明書による
⑶　納入期間
令和９年１月１日から令和９年１月31日まで
⑷　納入場所
ア　本局（長崎市八千代町３－１）
イ　東長崎営業所（長崎市平間町411－１）
ウ　長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721－２）
エ　諫早営業所（諫早市貝津町1492－１）

オ　大村営業所（大村市松山町489－13）
カ　貸切高速営業所（長崎市田中町384－１）
⑸　一連の調達契約に関する事項
ア　今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期
軽油　338キロリットル　令和８年12月頃
イ　一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
令和８年２月10日
⑹　入札の方法
入札は、１キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。
２　入札参加資格
⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。
⑵　令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
⑶　軽油調達に関する令和８年11月13日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和８年11月13日付け長崎県公報第11564号搭載）に定める資格を得ていること。
⑷　この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
⑸　この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
３　入札参加資格を得るための申請の方法等
所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合わせ先
（住所）〒850－0043　長崎市八千代町３－１
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
（電話）095－822－5141
（提出期限）令和８年12月16日
４　入札参加条件
次の条件を満たしている者であること。
⑴　２の入札参加資格を有する者であること。
⑵　当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。
⑶　当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。
５　当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
（住所）〒850－0043　長崎市八千代町３－１
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
（電話）095－822－5141
６　契約条項を示す場所
５の部局とする。
７　入札説明書の交付方法
（期間）令和８年11月13日から令和８年12月16日（県の休日を除く。）
（場所）５の部局とする。
８　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9　入札書の提出場所及び受領期限等

（提出場所）長崎県交通局管理部総務課（総務班）

（受領期限）令和８年12月22日　午後５時00分

（提出方法）直接又は郵送（郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。）で行うこと。

10　入札の場所及び日時等

（場所）長崎県交通局本局３階 第２研修室

（日時）令和８年12月23日　午前10時00分

開札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に５の部局に確認すること。

11　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む）に予定数量を乗じて得た額の100分の５以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。

ア　交通局を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の５以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を２件以上締結した場合、若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を２件以上締結し、その内容を証明するもの（２件以上）を提出する場合

⑵　契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。

ア　交通局を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を２件以上締結した場合、若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合

12　入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

13　入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、⑴から⑻までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

⑴　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

⑵　入札者が法令の規定に違反したとき。

⑶　入札者が連合して入札をしたとき。

⑷　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

⑸　入札者が他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。

⑹　入札書が所定の日時までに到達しないとき。

⑺　指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑻　長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑼　所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
⑽　入札者又はその代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。
⑾　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
⑿　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
⒀　入札書の首標金額が訂正されているとき。
⒁　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14　落札者の決定方法
⑴　長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第７条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
⑶　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
⑷　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15　その他
⑴　契約書の作成を要する。
⑵　この調達契約は、世界貿易機関（ＷＴＯ）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
⑶　調達手続の停止等
　この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
⑷　その他、詳細は入札説明書による。

16　Summary
(1)　Nature and quantity of the products to be purchased:
　light oil　364KL
(2)　Delivery period
　From January 1st, 2027, to January 31, 2027
(3)　Delivery place
　a)　Nagasaki Traffic Bureau　　Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
　b)　Higasinagasaki Office　　Nagasaki City, Hirama-machi, 411-1
　c)　Nagayo Office　　Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
　d)　Isahaya Office　　Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
　e)　Omura Office　　Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
　f)　Kasikiri kousoku Office　　Nagasaki City,Tanakamachi, 384-1
(4)　Time-limit for tender
　No later than 17:00 December 22, 2026
(5)　Date and time for the opening of tender:
　10:00 December 23, 2026
(6)　Contact point for the notice
　The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
　Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
　Tel 095-822-5141

有明海自動車航送船組合監査委員公告

定期監査の結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第199条第１項及び第４項並びに第199条第２項の規定に基づき実施した令和７年度有明海自動車航送船事業会計の定期監査の結果を、同条第９項の規定により、次のとおり公表する。

令和８年11月13日

有明海自動車航送船組合
監査委員　小原　雅之
同　　大安　哲也

定　期　監　査　結　果

第１　監査の概要

令和７年度における有明海自動車航送船事業会計に係る定期監査を次のとおり実施した。

１　監査の基準

有明海自動車航送船組合監査基準に準拠して実施

２　監査の種類

財務監査（地方自治法第199条第１項及び第４項）
行政監査（地方自治法第199条第２項）

３　監査の対象

令和７年度有明海自動車航送船事業会計

４　監査の着眼点

財務及び行政に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

５　監査の実施内容

監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

⑴　監査実施日

予備監査：令和８年６月４日（木）～５日（金）
委員監査：令和８年７月10日（金）

⑵　実施監査委員

有明海自動車航送船組合監査委員　小原　雅之
同　　大安　哲也

第２　監査の結果

財務及び行政に関する事務の執行は、おおむね適正に行われていると認められた。なお、監査意見及び是正・改善を検討すべき事項は次のとおりである。

１　意見

当組合においては、令和５年３月に令和５年度を初年度とする５年間の中期目標を策定。その後の社会情勢の変化や新船建造時期の変更など、計画との乖離が生じたことに伴い、令和７年11月に見直しを行い、引き続き輸送台数の確保に努めるとともに、組合管理部門の高齢化と空洞化に備え、行政職の人材育成と組織強化のため採用の前倒しも念頭に、将来に向けた事業の継続に努めていくこととしている。

当年度は、台風による長時間にわたる欠航もなく、航送台数はコロナ禍前の９割を超え、前年度に比べ航送車両台数及び旅客数が増加している。

また、一方で、原油価格高騰の影響や多比良港人道橋の塗装工事、船舶設備の修理・更新等による費用も発生している。

この結果、経営成績は総収益が12億6,530万円、総費用が11億419万円で、純利益は１億6,111万円となり、前年度と比較すると1,259万円増加している。

このような状況を踏まえ、当組合が取り組むべき課題として次の事項が挙げられる。

⑴　誘客の推進について

船舶燃料価格等経費の動向、物価高騰による客足の動向など、航送船事業を取り巻く状況の今後の推移が見通せないことから、引き続き現状を適切に把握し必要な対応を行うとともに、航送需要の更なる拡大を図るため、利用者サービスの向上や、長崎、熊本両県をはじめ地域の関係団体等との積極的な連携を図り、効果的な誘客の推進に努められたい。

⑵　職員の人材育成について

当組合において、行政職は若手職員が多く、令和８年４月に職員３人を採用していることから、引き続き、外部研修等の活用や職場での実務を通じ、業務に必要な知識や技能の習得に向けた人材育成に努められたい。

⑶　「有明フェリー中期目標」の着実な推進について

将来にわたって安定的に事業を継続するためには、引き続き、中期目標に基づく取組の進捗管理や計画と実績との乖離の検証が必要であり、今般の船舶燃料価格の高騰など先を見通せない状況を踏まえ、中期目標の着実な推進に努められたい。

２　是正・改善を検討すべき事項

財務及び行政に関する事務の執行等について、是正・改善をすべき事項が認められるため、より適正な事務執行を図られたい。

⑴　船舶の火災警報装置等の不備について

「有明きぼう」及び「有明みらい」の火災警報装置の一部の不具合及び自蔵式呼吸具の点検未実施が確認され、長崎運輸支局船員労務官から行政指導（戒告）を受けるとともに、九州運輸局による立入検査の結果、火災警報装置の不適切な運用、経営トップ、安全統括管理者及び運航管理者が、安全管理規程の順守を徹底していなかったことなど、安全管理規程違反が確認され、九州運輸局長から行政指導（命令）を受けている。

船員法、海上運送法等関係法令に基づき、輸送の安全を確保するとともに再発防止に努める必要がある。

⑵　工事請負契約の事務処理について

多比良港２層式可動橋側人道橋（固定部）修繕塗装工事他１件について、有明海自動車航送船組合建設工事請負契約約款に定める事務手続を行っていないものがある。

建設工事請負契約約款に基づき、事務手続の漏れがないよう適正な事務処理を行う必要がある。

財政援助団体等の監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条により準用する同法第199条第７項の規定に基づき実施した財政援助団体等の監査結果を、同条第９項の規定により、次のとおり公表する。

令和８年11月13日

有明海自動車航送船組合
監査委員　小原　雅之
同　　大安　哲也

監　　査　　結　　果

第１　監査の概要

有明海自動車航送船組合が財政援助をしている団体について、令和７年度事業を対象に下記のとおり監査を実施した。

１　監査の基準

有明海自動車航送船組合監査基準に準拠して実施

２　監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第７項）

３　監査の着眼点

出資している団体の出資に係る出納その他の事務の執行が出資の目的に沿って行われているか。

４　監査の実施内容

監査対象機関から提出された資料等を基に監査対象の事務・事業の中から抽出したうえで、関係帳簿及び

証拠書類を照合し、関係者に質問等を行い、慎重に監査を実施した。

⑴　監査対象団体　　有明フェリー振興株式会社
⑵　予備監査年月日　　令和８年６月８日（月）
⑶　委員監査年月日　　令和８年７月10日（金）
⑷　財政的援助等の内容　　出資（出資比率100％）出資額　30,000,000円
⑸　実施監査委員　　有明海自動車航送船組合監査委員　小原　雅之
　　同　　大安　哲也

【令和７年度決算の概要】

当法人は、有明海自動車航送船組合から全額出資を受け、同組合からの定期傭船などの受託業務、船員派遣業務などを行っている。

当年度の売上高は６億5,038万円で、売店売上、油脂売上、船員派遣事業収入、定期傭船契約による収入等の増加により、前年度に比べ3,416万円（5.5％）増加している。

一方、売上原価は２億8,533万円で、油脂など商品の仕入れ高の増により、前年度に比べ1,100万円（4.0％）増加している。

このため、売上総利益は３億6,505万円で、前年度に比べ2,316万円（6.8％）増加している。

また、販売費及び一般管理費は３億6,686万円で、主に人件費の増などにより前年度に比べ2,782万円（8.2％）増加している。

この結果、営業損益は182万円の損失で、前年度に比べ466万円収支が減少している。

経常損益は、営業損失182万円に退職解約金等の営業外収益202万円を加えた結果、20万円の利益であるが、前年度に比べ282万円（△93.4％）収支が減少している。

当年度の純損益（税引後）は、特別利益（役員退職引当金取崩266万円）、特別損失（役員退職慰労金等339万円）を合算した結果、前年度に比べ271万円減少し、163万円の損失である。

資金繰りについては、流動資産が１億5,050万円、流動負債が8,403万円であり、短期的な資金繰りの状況を示す流動比率は179.1％で、当面の資金繰りに支障はない。

第２　監査の結果

監査の結果、出資目的に従った団体運営がなされており、財政援助に伴う出納及び事務に関しては、おおむね適正に行われていると認められた。

雑　　報

一般競争入札の実施（公告）

長崎県立大学佐世保校デジタルフルカラー複合機複写サービスについて一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和８年11月13日

長崎県公立大学法人　理事長　坂口　克彦

１　一般競争入札に付する事項

⑴　業務の名称
　長崎県立大学佐世保校デジタルフルカラー複合機複写サービス

⑵　委託業務の特質等
　入札説明書等による。

⑶　納入期限
　令和９年３月21日

⑷　納入場所
　長崎県立大学佐世保校（長崎県佐世保市川下町123）

⑸　入札の方法
　前記⑴の業務を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

⑴　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第３条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第１項の規定に該当しない者である。

⑵　ア又はイの資格を得ている者であること。

ア　長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格

イ　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第２条第２項に定める資格

⑶　この公告の日から６の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

⑷　この公告の日から６の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

３　競争入札参加資格申請について

⑴　申請の時期

この告示の日から、令和８年12月３日（木）午後５時までとする。なお、提出は、大学の休日を除く午前９時から午後５時の間とする。（郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。）

⑵　申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第１号。以下「申請書」と記載）は、この公告の日から⑷に掲げる場所において配付するほか、長崎県立大学公式ホームページから入手することも可能である。

https://www.sun.ac.jp/tender/

⑶　申請書の提出方法

①　申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、申請書に次の書類を添え、⑷に掲げる場所に提出すること。

ア　誓約書
イ　委任状
ウ　印鑑届（様式第２号）
エ　口座振替申込書（様式第３号）
オ　長崎県からの資格審査結果通知書の写し

②　申請者のうち、県資格を取得していない者は、申請書に次の書類を添え、⑷に掲げる場所に提出すること。

ア　誓約書
イ　委任状
ウ　営業概要書
エ　法人にあっては、次の㋐及び㋑
　㋐　登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
　㋑　前事業年度及び前々事業年度の各決算報告書のうち貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
オ　個人にあっては、次の㋐、㋑及び㋒
　㋐　本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
　㋑　指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
　㋒　前年度及び前々年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
カ　県税に関し未納がないことを証する証明書
キ　消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
ク　営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
ケ　印鑑届（様式第２号）
コ　口座振替申込書（様式第３号）

※提出書類（写しとしているものを除く。）は原本とし、参加資格申請日より３月以内に発行されたものに限る。

⑷　競争入札参加資格申請に関する問い合わせ先

（住 所）〒858-8580　長崎県佐世保市川下町123番地

（名 称）長崎県公立大学法人　総務課財務グループ

（電 話）0956-47-2191

⑸　資格審査申請事項の変更

入札参加資格の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第５号）を提出しなければならない。

①　商号又は名称
②　所在地
③　代表者
④　資本金（法人の場合）
⑤　使用印鑑
⑥　委任事項
⑦　金融機関取引口座
⑧　電話番号

⑹　資格の取消し等

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者にその旨を通知する。

４　入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和８年11月27日（金）午後５時までの間（大学の休日を除く。）

（場所）入札説明書は、この公告の日から12に掲げる場所において配付するほか、長崎県立大学公式ホームページから入手することも可能である。　https://www.sun.ac.jp/tender/

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

５　入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

６　入札・開札の場所及び期日等

（期日）令和８年12月11日（金）　10時00分開始

（場所）長崎県立大学佐世保校１号館（本部棟）　中会議室

入札当日が悪天候（大雨、大雪等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に12の部局に確認すること。

７　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の５の金額を徴収する。

⑵　契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合

８　入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、６の入札当日に委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

９　入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の⑴から⑼により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

⑴　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

⑵　入札者が法令の規定に違反したとき。
⑶　入札者が連合して入札をしたとき。
⑷　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
⑸　入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
⑹　入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
⑺　指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
⑻　長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
⑼　設置予定機器が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。
⑽　入札者又は代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。
⑾　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
⑿　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
⒀　入札書の首標金額が訂正されているとき。
⒁　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

10　落札者の決定方法
⑴　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第５条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
⑶　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
⑷　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

11　その他
⑴　契約書の作成を要する。
⑵　その他、詳細は入札説明書等による。

12　当該入札に関する問い合わせ先
（住 所）〒858-8580　長崎県佐世保市川下町123番地
（名 称）長崎県公立大学法人　総務課総務グループ
（電 話）0956-47-2191

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和８年11月13日

長崎県公立大学法人　理事長　坂口　克彦

1　一般競争入札に付する事項
⑴　購入物品
視線計測装置セット　一式
⑵　購入物品の特質等
視線計測装置セット　一式　要求仕様書による。
⑶　納入期限
令和９年３月10日（水）17時00分
⑷　納入場所
長崎県立大学シーボルト校（長崎県西彼杵郡長与町まなび野１－１－１）
⑸　入札の方法
前記⑴の物品を入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10

に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加資格

⑴　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第３条第１項各号の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。

⑵　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第３条第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として長崎県公立大学法人理事長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

⑶　ア又はイの資格を得ている者であること。

ア　長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買い入れ、修繕及び借入れに係る競争参加資格を令和８年12月15日現在で有している者であること。

イ　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第２条第２項に定める資格

⑷　この公告の日から８の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

⑸　この公告の日から８の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

３　入札参加資格を得るための申請方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、令和８年12月４日（金）17時00分までに下記５の提出場所へ郵送又は持参により提出すること（上記期限内必着とする）。

４　入札参加条件

当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

この入札に参加する者は、要求仕様書に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を、令和８年12月４日（金）17時00分までに、５の部局に、２部提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

５　当該業務を担当する部局

（住所）〒851-2195　長崎県西彼杵郡長与町まなび野１丁目１番地１

（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

６　入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和８年11月20日（金）17時00分までの間（大学の休日を除く）

（場所）５の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載したレターパックライト専用封筒を同封のうえ、５の部局まで送付すること（上記期限内必着とする）。

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

７　入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

８　入札・開札の場所及び期日等

（期日）令和８年12月15日（火）14時00分開始

（場所）長崎県立大学シーボルト校　本部棟２階　特別会議室

入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に５の部局に確認すること。

９　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の５の金額を徴収する。

⑵　契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ　入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県公立大学法人、長崎県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が２件以上あり、その履行を証明するもの（２件以上）を提出する場合

10　入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、８の入札当日に委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

11　入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の⑴から⑽により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

⑴　競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

⑵　本学所定の競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

⑶　入札者が法令の規定に違反したとき。

⑷　入札者が連合して入札をしたとき。

⑸　入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

⑹　入札者が他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をしたとき。

⑺　入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

⑻　指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑼　長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

⑽　購入物品が要求仕様を満たすものと認められなかったとき。

⑾　入札者又は代理人が同一事項に対し２以上の入札をしたとき。

⑿　入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

⒀　誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

⒁　入札書の首標金額が訂正されているとき。

⒂　民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合

⒃　その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

12　落札者の決定方法

⑴　長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第５条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

⑵　落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

⑶　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

⑷　落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すことがある。

13　その他

⑴　契約書の作成を要する。

⑵　その他、詳細は入札説明書等による。

⑶　不明な点に関する問い合わせ先　５の担当部局

正　　誤

令和８年10月16日付け長崎県公報第11556中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1363	４	長谷川　宏	真下　和枝

令和８年10月23日付け長崎県公報第11558中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
1381	８	長谷川　宏	真下　和枝

発行者　長崎県
長崎市尾上町三番一号
電話代表（八二四）一一一一
直通（八九五）二二一四
印刷所　長崎市戸町四丁目四番一号　株式会社クイックプリント
印刷人　寺田宏弥